令和6年度若年技能者人材育成支援等事業実施計画 栃木県技能振興コーナー

実施要領

1 事業の実施体制等

- (1)地域技能振興コーナー ア 都道府県単位の地域の窓口 となるコーナーを設置するこ と。
- イ コーナーでは利用者の相談 窓口として、ものづくりマイ スターの認定に係る相談等、 ものづくりマイスターの派遣 のコーディネート及び連携会 議の開催を主たる業務として 行うものとする。
- ウ コーナーはセンターに対し て、地域における事業の進捗 状況、実績等必要な報告を行 うものとする。
- (2) 地域技能振興コーナーの 事業実施体制
- ア 地域技能振興コーナー長の配置
- イ 一般職員及び事務補佐員の 配置

実施計画の内容

- ア 栃木県職業能力開発協会内に「栃木県技能振興コーナー」を設置し若年技能者人材育成支援等事業の 運営に当たります。
- イ ① ものづくりマイスター認定目標:5名以上
 - ② ものづくマイスター派遣コーディネート

訪問頻度:2日/月

- ③ 連携会議の開催:2回/年
- ウ 計画した事業の進捗状況を的確に把握し、目標達成 の為に活動していきます。

実績報告等は要求に応じ遅延なく確実に実施しま す。また納入成果物として設定されている成果物は 指定された期限内に納入いたします。

- ア 地域技能振興コーナー長(以下「コーナー長」 という)については職業能力開発協会職員の業務 とし、以下①~④の業務を行います。
- ① 地域における本事業の責任者として、厚生労働省と 中央技能振興センターとの連絡調整・情報共有等を 行います。
- ② 本事業の目標達成のため、当該地域における事業の 進捗状況の管理及び実績把握を行ないます。
- ③ 地域の業界団体、企業、教育訓練機関等との連絡 調整、業務の遂行及び目標の達成に必要な会議の 主催等を行ないます。
- ④ その他、本事業で実施する事業に必要な業務に ついて責任を負います。
- イ コーナー事業を適格に実施するに必要な人数分の 一般職員を配置し以下の①~③の業務を行ないます。
- ① 事務長
 - ・事業の進捗状況及び実績管理、コーナー長が 主催する会議運営
 - 技能五輪等競技会関係/連携会議/技能士会等 他団体との対外関係、広報等活動

- ・マイスター認定・登録
- ・コーディネーター業務管理
- 本事業で実施する事業に必要な企画、立案業務
- ② 経理事務担当者
 - ・本事業の庶務、経理、傷害保険等の手続き業務
 - ・事業予算の進捗管理と報告
 - ・技能五輪等競技会関係の支援に係る業務
- ③ 業務担当コーディネーター (2名)
 - ・コーディネート業務全般
 - ・ものづくりマイスター等活用推進業務全般

2 地域における技能振興事業 の実施

コーナーは、地域における 技能振興事業として、以下の 業務を実施する。

- (1)技能五輪全国大会の予選 の実施等
- ア 技能五輪全国大会の予選の 実施
- (ア)対象地域

予選会は、各コーナーが担 当する都道府県別に実施する こと。

- (イ) 都道府県職業能力開発協 会との共同実施。
- (ウ) 本事業で行う予選会の実 施職種。
- イ 技能五輪全国大会及び若年 者ものづくり競技大会への参 加支援の実施

ア 技能五輪全国大会の予選の実施

予選会の実施は、本県の若年者に技能五輪全国大会を 目指すという目的を与えることで、技能水準の向上及び 技能者を目指す若者の拡充が期待できることから開催 します。

- (ア)対象地域:栃木県
- (イ) 栃木県職業能力開発協会が独自の選考基準により 推薦する職種1職種について技能検定とは別に 予選会として競技を実施します。
- (ウ) 予選会実施の競技職種

実施職種:西洋料理 実施規模:8名程度

実施時期:第4四半期2月上旬

技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会の参加を促進するため、中小企業・教育訓練機関に所属する参加選手と指導者の旅費及び工具等の運搬費について、これまで支援した実績を基に予算策定し援助を行い、中小企業等の大会参加を促進します。

(支援予想人員等)

① 技能五輪全国大会(12職種 8社/校)

選手:約25名、指導者:約15名

② 若年者ものづくり競技大会 (7職種 3校)

選手:約12名、指導者:約8名

(2) 卓越した技能者(現代の 名工)の表彰制度の紹介コ ンテンツの作成支援

社会一般に技能尊重の気風を 浸透させ、青少年が技能労働職 に入職することを促進するた め、令和6年度の卓越した技能 者の表彰の被表彰者150名の技 能を紹介するためのコンテンツ の作成支援を行うこと。 被表彰者のプロフィール(仕事に就いたきっかけ等)、 仕事に対する思い(やりがいや苦労したこと)、これから 働く方に伝えたいこと及び写真(作品及び作業風景)に ついて、センターが示す編集方針に沿って被表彰者に 対して取材を行い、取材結果をセンターに提出します。

3 ものづくりマイスターの認 定、登録に関する業務等につ いて

(1) ものづくりマイスターの 開拓

企業・業界団体の訪問等により、ものづくりマイスター候補 者に係る情報収集等(掘り起こし)を行うこと。

(中略)

また、過去3年間に一度も活動実績のないものづくりマイスターに対して、引き続き活動する意思があるか否かを確認し、ないときは登録解除の手続を行うこと。

(2) ものづくりマイスターへの説明

認定を受けたものづくりマイスターに対して、実技指導等に当たる前に、指導技法等講習を受講する必要がある旨を周知すること(センターが定める免除基準に該当する場合を除く。)。

(3) 申請書類等の取りまとめ ものづくりマイスターの認 定申請書の受理業務を行う こと。申請書類はコーナー が取りまとめてセンターに 提出すること。 (1) ものづくりマイスターの開拓

ものづくりマイスター制度の周知及びものづくりマイスターの開拓に関しては、対象となる職種の関係企業・業界団体等を積極的に訪問し、候補者の情報収集等を行います。また、候補者の人選にあたっては、登録認定者の職種や人数を把握したうえで、地域ニーズを勘案し、不足している職種について重点的に募集を行います。

訪問頻度:5日/月 認定者数:5名以上

(2) ものづくりマイスターへの継続確認

過去3年間に一度も活動実績のない、ものづくりマイスターを対象にした指導技法講習会開催案内の際に継続確認を実施します。

継続を希望しないものづくりマイスターについては速 やかに登録解除の手続きを実施します。

ものづくりマイスター認定申請要領に則り、ものづく りマイスター認定手続きを進めるなかで、指導技法講 習会の受講対象者であるか否かを把握し、受講対象者 には講習会への参加を周知します。

(3) 認定申請の書類作成にあたっては、コーナーは認 定申請者と協力のうえ作成し、認定申請書の受理 業務を行ったうえで、取りまとめセンターへ提出 します。

- (4) ものづくりマイスターに 対する研修
- ア 研修の開催頻度や時期

年2回程度を目安に、指導技法を学んだ講師による講義形式により実施すること(ものづくりマイスターの認定件数等に応じて回数を上下して差し支えない。)。

イ センター主催「事例発表・ 意見交換会」への参加 第2.4(2)ア(ウ)に定 める「事例発表・意見交換会」 へのものづくりマイスターの参 加勧奨を行うこと。

- 4 ものづくりマイスターの活 用に係る業務について
- (1)若年技能者の人材育成に 係る相談・援助等

コーナーの相談窓口において は、次に掲げる事項について、 相談・援助、ものづくりマイス ターの派遣等を行うこと。

(2) ものづくりマイスターの 派遣による指導の実施 ア ものづくりマイスターの認定確定後のタイミングで 開催するようにいたします。

併せて、過去3年間に一度も指導実績のないものづく りマイスターを対象に合同で研修を開催します。 「指導技法講習会」及び「個人情報・セクシャルハラ スメント・パワーハラスメント等の講習会」を開催し ます。

講師は「指導技法講習の講師養成研修」を受講した外部の方、もしくはコーナー職員が担当します。 2回/年

参加者には栃木県の規定に沿った交通費を支給します。

イ 「事例発表・意見交換会」への参加は、ものづくりマイスターの活動を進める上での情報共有の貴重な機会と捉え、開催される職種により対象となる、ものづくりマイスターを人選し参加の勧奨を行います。

専任のコーディネーター2名を配属する。ものづくりマイスターの活用を希望する中小企業・業界団体・工業高校等については、技能検定実施部門や経済団体・労働団体等の協力を得て訪問先の選定及び情報収集を行います。訪問した際は、ヒアリング等によりニーズを把握し、ものづくりマイスターの活用を提案する中で、技能検定の実技試験課題や技能競技大会の競技課題等を活用した指導実施に向け適切なコーディネートを行います。

本事業を利用した事がない、または近年利用をしていない県内の中小企業、業界団体等に対して事業案内のリーフレット等資料の郵送や訪問により、事業内容や有効性の説明を行い、新規利用企業等の開拓に努めます。

工業高校等に対しては利用実績のある学校を中心に訪問し、ものづくりマイスター活用の提案に努めます。

不特定多数の指導については、コーナー自らが計画 立案しホームページ等に開催案内・募集案内を掲載し 多数の参加対象者に周知広報に努めます。

- ア 派遣対象企業等・指導対象 者
 - (ア)派遣対象企業等は、次の とおり。
 - ① 中小企業(中小企業基本 法第2条に定める中小企業 者をいう。以下同じ。)
 - ② 業界団体(商工会、協同 組合等の事業主団体や産別 労働組合をいい、法人格の 有無は問わない。以下同 じ。)
 - ③ 工業高校等学校及び専修 学校・各種学校(公共職業 能力開発施設を除く。)
 - ④ 公民館・集会所等の公共 施設又はショッピングモー ル等民間施設のイベントエ リア等
- (3) 若者に対する「ものづく りの魅力」発信
- ア 地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信の実施
- イ 小中学校等の児童・生徒に 対する「ものづくりの魅力」 発信
- (4) 熟練技能者等による派遣 指導及び「ものづくりの魅 力」発信事業の実施
- 5 地方公共団体、経済団体等 との連携会議の設置・運営 について
- (1)連携会議の設置 コーナーは、都道府県等地方

訪問頻度:5日/月

中小企業·業界団体 開拓目標:10社/年

ものづくりマイスターの活動数:1700人日以上

【活動数目標内訳】

| 指導先 | 活動数 |
|---------|-------|
| 中小企業・団体 | 2 0 0 |
| 工業高校等 | 980 |
| 公共施設等 | 3 0 0 |
| サポステ | 2 0 |
| 小中学校等 | 2 0 0 |

ア 地域若者サポートステーションを訪問し、支援の需要 を掘り起こして、ものづくりマイスター派遣による 「ものづくりの魅力」発信の実施に努めます。

活動数:20人日

イ 小中学校等に対し事業案内を送付して、「ものづくり の魅力」発信の実施に努めます。

活動数:200人日

- (4)選任のコーディネーターを配属し、職業能力開発 協会のネットワーク等を活用し、ニーズに応じた 最適の熟練技能者を企業・学校等に派遣します。 受講者数:100名程度
- (1) 連携会議の設置について 栃木県・経済団体・労働局等をメンバーとした コーナー主催の連携会議を年2回開催し、推進 計画や実施計画の策定や事業実施に当たっての

連携・協力の在り方の検討、並びに事業の進捗

公共団体、都道府県労働局、労 使団体等をメンバーとする都道 府県別の連携会議を設置し、運 営すること。 管理を行います。

(2)連携会議の開催回数

連携会議は、年間2回以上開催するものとし、年度当初に実施計画書を踏まえた、ものづくりマイスターの派遣や技能振興の取組、事業実施に当たっての連携・協力の在り方の方針決定(推進計画の決定)、年末に当年度の事業実施状況等の報告を行うこと。

(2) 連携会議の開催について

· 1回目(5月中旬)

内容:事業実施にあたって連携・協力の在り方の 方針決定(推進計画の決定)

• 2回目(12月上旬)

内容:当該年度の事業実施状況報告

(3) 連携会議の構成について

- 栃木県労働政策課
- 教育委員会高校教育課
- 商工会議所連合会
- 商工会連合会
- 経営者協会
- 中小企業団体中央会
- 栃木労働局
- · 日本労働組合総連合会
- 技能士会連合会
- · 高齢・障害・求職者雇用支援機構
- 建築系代表事業所
- 製造係代表事業所
- · 高等学校教育研究会工業部会

(順不同)